

出店契約書

_____（以下、「甲」という。）とドライブレーベルズ合同会社（以下、「乙」という。）はケータリングカー（移動販売）等の出店、営業に関して、次の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（誓約書）

本契約書は甲乙の自筆によるサインと印鑑をもってして有効とする。

第2条（設置）

甲は乙に対し、指定の場所においてケータリングカー（移動販売車）等を利用した飲食・物品販売の営業を行うことを承認する。

第3条（出店料発生時）

出店料が発生する場合、以下の契約に順ずる。

- (1) 乙が甲に対して支払う出店料は、_____とし、乙は翌月末までに甲の指定する金融機関口座に現金にて振り込むものとする。
なお、その際発生する振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 甲の出店料に関する契約書、又は誓約書を乙が承認した場合はそちらを優先する。但し、自筆でサインおよび捺印をされている契約書若しくは誓約書のみ承認する。

第4条（契約期間）

本契約期間は以下記載の内容まで有効とする。但し、甲の定める契約期間がある場合、その契約に順ずる。

<イベント出店>

- ・売上パーセンテージを支払う場合、出店料振込完了時。
- ・出店料先払いの場合、イベント最終日の23時59分。

<その他出店場所>

- ・本契約より1年間。但し、甲の定める契約期間がある場合、その契約に順ずる。

第5条（出店キャンセル）

契約書を交わしてからの出店キャンセルの場合以下を要求するものとする。

- ・ 出店料先払い時の場合、出店料を全額返金とする。
- ・ 当日キャンセルの場合、先払いした出店料および購入食材費用を請求するものとする。

第6条（契約の解除）

甲は、乙が次の一つに該当する場合、なんら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が2ヶ月以上出店料を滞納した場合
- (2) 甲乙間の信頼関係が著しく害すると認められた場合
- (3) その他乙が本契約に違反した場合
- (4) 甲が定めた契約書類に同意し、その遵守事項に違反した場合

年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印